法に基づく届出・登記

決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続

多くの組合では、通常総会も終わり新しい事業計画がスタートしていることと思います。組合等の連携組織はその構成員のために機能する組織です。今年度もぜひ組合員にとって有意義な事案を運営して頂きたく存じます。さて、本誌６月号で「総会終了後の諸手続き」についてお知らせしましたが、今号ではこの中で特に組合からの問合せが多かった事項について、あらためてポイントを整理します。

■ 提出・届出

組合には、「中小企業等協同組合法」等によって、所管行政庁へ届出を要する事項が定められています。事業協同組合の場合の決算関係書類の提出、役員変更届の手続を次に示します。

（１）決算関係書類の提出

決算関係書類は、毎事業年度ごとに、通常総会終了後２週間以内に所管行政庁へ提出しなければなりません。（３ヵ年間連続して提出を怠りますと解散命令の対象組合となりますのでご留意ください。）

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
決算関係書類	組合法 105 の 2 施行規則 12	所管行政庁（1 通） 中央会（1 通） ※県所管は中央会へ 2 通	①中小企業等協同組合決算関係書類提出書 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤損益計算書 ⑥剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ⑦事業計画書 ⑧収支予算書 ⑨通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本 （総会終了後 2 週間以内）

（２）役員変更届

役員の氏名、役職に変更があった場合に、その都度所管行政庁へ変更の日から２週間以内に届ける必要があります。

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
役員変更届	組合法 35 の 2 施行規則 3	所管行政庁（1 通） 中央会（1 通） ※県所管は中央会へ 2 通	①中小企業等協同組合役員変更届書 ②変更した事項を記載した書面（役員名簿新旧対照表） ③変更の年月日 ④変更の理由 ⑤通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本（省略できる場合あり） （変更後 2 週間以内）

■ 定款変更

定款は、組合自体で勝手に変更して施行することはできません。必ず変更の認可を行政庁で受けてから施行することになります。定款変更の認可申請に係る手続は次のとおりですが、事前に中央会に相談することをおすすめします。（特に組合の事業、組合員資格の変更等組合の基本的性質を変更する場合は、総会開催前に中央会にご相談下さい。）

変更する場合に留意しなければならないことは、関係条文も併せて変更を行うことです。例えば、役員の定数と員外役員、事業の追加と法廷繰越金、組合員資格と届出、持分の払戻しと加入金・資本準備金などです。

また変更箇所により添付書類も追加されます。変更の効力発生は、認可の日。但し、登記の伴う変更は登記の日です。

（１）認可申請に係わる手続

項目	根拠法	提出先	添付書類・期限等
定款変更	組合法 51 施行規則 5	所管行政庁（2 通） 中央会（1 通）	①中小企業等協同組合定款変更認可申請書 ②変更理由書 ③定款中の変更しようとする箇所を記載した書面 ④総会又は総代会の議事録又はその謄本 ⑤変更が事業に係るものである場合は、定款変更後の事業計画書、収支予算書を追加 ⑥変更が地区又は組合員資格に係るものである場合は、加入申込者名簿を追加 ※提出書類は、袋とじにする。（下記参照） ※定款一部を別添で提出。

（２）登記を必要とする定款変更

右の登記事項に係る定款変更は所管行政庁の認可を得た後、法務局において登記を必要とします。登記事項の定款変更については、所管行政庁宛の申請書２通、中央会宛の申請書１通（宛名はすべて所管行政庁宛）計３通を中央会へ提出して下さい。

登記事項	対応定款条文
① 名称	2 条
② 事務所の所在地	4 条
③ 事業	7 条
④ 地区	3 条
⑤ 出資１口の金額	20 条
⑥ 出資払込の方法	21 条
⑦ 公告の方法	5 条

（３）認可申請書作成における「袋とじ」等の仕方

＜袋とじ＞　定款変更認可申請書は、必ず袋とじをして、申請人の割印（代表理事印）を要します。
申請書が薄い場合にはコヨリにかえてホッチキスでも可。

＜割印、捨印＞　認可申請中における訂正は、捨印（代表理事印）を要します。

＜訂正の方法＞

捨印

２字まつ消
２字そう入

本組合の地区は、千葉県千葉市、~~市川~~市原市の区域とする。

【参考】

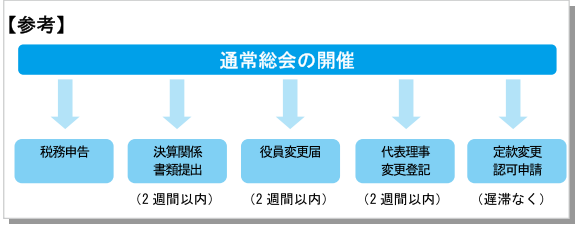

■ 登　記

次の登記すべき事項（①代表権を有する者②出資の総口数及び払込済出資総額③主たる事務所の移転④複数の変更）は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。下記の主な事項の手続は、以下のとおりです。

（1）代表理事の変更登記

①登記申請に係る手続

項目	提出先	添付書類・期限等
代表理事の変更	主たる事務所の法務局	①事業協同組合変更登記申請 ・重任の場合 ・就任の場合 ②定款　1通 ③総会議事録　1通 ④理事会議事録　1通 （辞任届） この他に OCR 用紙 就任の場合印鑑（改印）届 理事全員の個人の印鑑証明書が必要な場合があります。 （主たる事務所の所在地においては 2 週間以内）

②代表理事の任期満了日と就任日、重任日

定款の任期	前回の代表理事就任日	通常総会開催日	任期満了日	就任日・重任日
2 年	H20 年 5 月 20 日	H22 年 5 月 25 日	H22 年 5 月 19 日	H22 年 5 月 25 日就任
		H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 19 日	H22 年 5 月 20 日重任
2 年又は第 2 回目の通常総会のいずれか短い期間	H20 年 5 月 20 日	H22 年 5 月 25 日	H22 年 5 月 19 日	H22 年 5 月 25 日就任
		H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日重任
2 年又は第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間	H20 年 5 月 20 日	H22 年 5 月 25 日	H22 年 5 月 19 日	H22 年 5 月 25 日就任
		H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日重任
2 年又は第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する	H20 年 5 月 20 日	H22 年 5 月 25 日	H22 年 5 月 25 日	H22 年 5 月 25 日重任
		H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日	H22 年 5 月 15 日重任

③理事会議事録の記名者と捺印

現任の代表理事が重任	後任者が就任	
	現任の代表理事が理事に留まる	現任の代表理事が理事に留まらない
新理事が記名の上、代表理事は代表理事印を捺印する。（他の理事は、三文判でも可）	新代表理事は記名の上個人の実印を捺印する。また、前代表理事は、代表理事印を捺印する。（他の理事は、三文判でも可）	新理事全員が、記名の上個人の実印を捺印する。（新代表理事は代表理事印を捺印しない。）

（2）出資の総口数及び払込済出資総額の変更

組合は、組合員の加入及び脱退が自由であることを原則としますので、組合の出資の総口数及び払込済出資総額は、組合員の加入脱退により変動します。また、この他にも増資を行う場合や組合員の出資口数の減少請求により変更が生じることになります。

通常、変更登記は変更の日から 2 週間以内に行うことが義務付けられておりますが、事業年度末現在の変更は、4 週間以内に行うこととなっています。

（3）主たる事務所の移転

主たる事務所を移転する場合には、定款の変更を要する場合（定款第 4 条事務所の所在地に変更がある場合）とその必要のない場合（同じ市町村内で変更の場合）とがあります。前者の場合は、総会の議決により定款変更し、次いで理事会で具体的に移転の場所及び時期等を決定した上で登記手続を行います。

組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域外に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地における登記申請と同時にすることを要します。

項目	同一市町村内の移転	他の市町村への移転	
		同一登記所管轄区域	他の登記所管轄区域
款変更の有無	無	有	有
添付書類	①変更登記申請書 ②理事会議事録	①変更登記申請書　1通 ②定款変更の認可書　1通 ③理事会議事録　1通	＜旧主たる事務所の登記所あて＞ ①変更登記申請書　1通 ②定款変更の認可書　1通 ③理事会議事録　1通 ＜新主たる事務所の登記所あて＞ ①変更登記申請書　1通 ②OCR 用紙　1通 ③印鑑届書　1通 ※新旧登記所あての申請書を旧主たる事務所の登記所へ同時に提出する。

（4）複数の変更登記申請

複数の変更を申請することができます。例えば、代表理事の変更登記を出資の総口数及び払込済出資総額の変更と同時に行えます。

◎届出等の書類の様式は千葉県中央会の HP よりダウンロードできます。（トップページ・右側「組合運営を支援します」の各リンク）
http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/clinic/7_1/index.html
お問合せは、本会設立相談室（担当＝錦織・鳥居・齊藤昇）まで　TEL 043-306-3285